

物價廳官制

昭和二十一年八月十日

委員長 潮 副議長

委員 河原顧問官 妻 友

大平顧問官

西野顧問官

五

關屋顧問官 友

河本顧問官 友

藤沼顧問官 藤沼

樞密院

秘

物價廳官制審査報告

今回御諮詢の物價廳官制に關し本官等審査委員を命ぜられ、本月六日委員會を開き、當局大臣及び關係諸官の辯明を聽いて、その審査を遂げたのである。

當局大臣の説明によると、物價の安定は通貨面、物資面その他國民經濟の各般の部門に亘る綜合的且つ強力な施策により、又中央、地方を通ずる強力な物價統制の實施によつて、初めて可能である。而して物價統制の實施は民生の安定及び經濟の復興上缺くべからざるものであると

ともに聯合軍最高司令官よりの指令に基き、日本政府が果すべき責任である。仍て政府は曩に經濟安定本部を設置するの案を立て、物價に關する重要施策と他の諸施策と綜合的に關聯させて検討推進させることにしたのであるが、今回その實施機構として内閣に直屬して物價廳を設置し、從來各省大臣がそれぞれその所管の價格料金等を決定してゐた權限を内閣總理大臣に集中し、これを物價廳長官の權限に移して、各省に跨がる事務を一元的且つ綜合的に取扱はせ、この機構に關係各廳の經驗ある官吏及び

民間有能の士を採り、常に關係各廳の施策や經濟界の動向に即して事務を處理し、有效適切な物價行政の運営を期する方針を以て、本案の物價廳官制を立案し、茲に本院の詢議に付せられんことを奏請するに至つたものである。

本案の要旨を説明すれば次の如くである。

- (一) 物價廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、物價に關する事務を掌るものとする(第一條)。
- (二) 物價廳に長官、次長、部長及び内閣事務官又は内閣技官若干人を置き、長官は國務大臣を以て、部長は一級の内閣事務官又は内閣技官を

以てこれに充てるものとし、長官、次長及び部長の職掌を定め、さらに内閣總理大臣の奏請によつて、關係各廳の一級官吏及び學識經驗ある者の中から、内閣で命ずる參與若干人を置くものとし、その職掌等を規定する(第二條及び第三條)。

- (三) 物價廳に長官官房及び三部を置き、その事務分掌は、長官がこれを定めるものとする(第三條)。
- (四) 内閣總理大臣は、必要と認める地に地方物價事務局を置き、物價廳の事務を分掌させることが出来るものとする(第八條)。

(五) 大藏省物價部を廢止し、その所屬職員たる大藏事務官を内閣事務官に任用することにし、所要の経過規定を設け、物價廳次長を親任官及諸官級別表に加へるため、親任官及諸官級別令の一部を改正する(附)。

按ずるに本案は、最近の物價情勢に鑑み、内閣に一機構を設けて物價に關する事務を掌らしめ、別に設置される經濟安定本部の物價その他の經濟諸施策に即應し、物價行政の圓滑適正を運営を圖らんとするものであつて、その趣旨はこれを是認すべく、その條項も亦別に支障の廉を

認めないよつて、審査委員會においては、本案はこの儘これを可決すべき旨全會一致を以て議決した次第である。

右審査の結果を報告する。

昭和二十一年八月六日

審査委員長

樞密院副議長

朝 惠之輔

審査委員

樞密顧問官

河原 春作

樞密顧問官

關屋貞三郎

樞密顧問官

大平 駒植

裏面白紙

樞密顧問官

樞密顧問官

樞密顧問官

河本 文一

西野 元

藤沼 庄平

樞密院議長 清水 澄殿